

愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

愛媛県の地域別最低賃金時間額は、現在、739円（2017年10月1日効力発生）となっている。愛媛県においては2年連続で20円以上の引上げ（一昨年が21円、昨年が22円）となっているが、それでも、全国加重平均額である848円より109円低く、全国最低額である737円（8県）よりわずかに2円高いにすぎないものであり、依然として全国的に見て最低水準にとどまっている。

この賃金額でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で約153万円、月収にすると約12万8000円にしかならない。これでは、いわゆるワーキングプアの境界線と一般的にいわれる年収200万円に遠く及ばず、健康で文化的な生活を送ることは不可能である。

先進諸外国における最低賃金と比較してみると、フランスが9.88ユーロ（約1284円）、ドイツが8.84ユーロ（約1149円）、イギリスが7.83ポンド（約1158円）となっており、日本の最低賃金の低さが際立っている。

非正規労働者の割合が労働者全体の4割まで増加し、貧困率（貧困ラインである年収122万円以下の者の割合）が15.6%と高水準となっている日本の現状において、人間らしく安心して生活できる社会を実現するためには、最低賃金額の大幅な上昇が必要不可欠である。

愛媛県にとってより深刻な問題が、日本国内における最低賃金額の格差である。全国最高額の東京都は958円であり、愛媛県とは実に219円もの開きがある。さらに、両者の差は2007年度が116円、2012年度が196円と格差が年々拡大している。

地方から大都市圏への人口流出が問題となっている中、このような最低賃金額の格差を放置しておくと、賃金の高い大都市圏での就労を求めて愛媛県から

労働力が流れる流れを加速させ、愛媛県の経済に大きな悪影響を与えることになる。

愛媛県においては、特に20～24歳の若者について毎年大量の転出超過（平均1600人程度）が続いている。大学等を卒業して就職する若者について、県外から県内へ進学してきた若者が転出していく一方、進学等で県外へ転出した若者が卒業後も愛媛県に戻ってきていないと思われる（愛媛県作成「愛媛県人口ビジョン」より）。愛媛県の将来を担う人材を確保する観点からも最低賃金額の格差是正は必要不可欠である。

政府も最低賃金額の上昇が重要であるとの認識から、2016年6月に閣議決定した「新成長戦略」において、最低賃金額について「全国最低800円、全国平均1000円」を目標にかけ、同月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」においても、最低賃金額を毎年3%程度引き上げるとしている。しかし、毎年3%程度の上昇では、全国平均1000円の実現は2023年となり時間がかかる上、仮に全国平均が1000円となったとしても最低額が800円では地域間格差の問題は解消されない。

当会は、2016年9月23日付けで愛媛地方最低賃金審議会に対して愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げを求める声明を出しているところであるが、上記の状況を踏まえ、勤労者の健康で文化的な生活を確保するため、そして愛媛県の地域経済の健全な発展を促すため、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本年度の愛媛の最低賃金額決定に際し、中央最低賃金審議会の答申に過度に縛られることなく思い切った最低賃金額引上げを要望するものである。

2018年（平成30年）6月22日

愛媛弁護士会

会長 中川 創太

